

(仙石原にて
町民から提供)



あなたと議会を結ぶ情報誌

議会だより



はこね

11月臨時会・12月定例会

平成27年3月

No.179

主な内容

11月臨時会・12月定例会

- 議案の審議結果等……………P 2
- 議案ごとの審議結果(表) ……P 3
- 一般質問……………P 4～P 7
- 広報広聴委員会発足について…P 7
- 議会諸活動等……………P 8



総務企画観光常任委員会 2/10

11月臨時会

町議会11月臨時会は、11月21日に1日の会期で開催され、条例の改正を行いました。

条例

○箱根町職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され給料表、勤勉手当の支給割合等の改定が行われるため職員の給与についてもこれに準じた措置を講じるため現行条例の一部を改正することについて可決しました。

○箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布施行されることに伴い現行条例の一部を改正することについて可決しました。

12月定例会

町議会12月定例会は、12月3日～12日の10日の会期で開催され、条例の制定改正のほか一般質問を行いました。

専決処分

○箱根町一般会計補正予算

歳入歳出にそれぞれ118万9000円を追加し、総額で88億896万8000円とすることについて可決しました。

条例

○箱根町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準を定めるため、新たな条例を提出されたこの議案を、教育福祉環境常任委員会に付託し審査した結果、原案可決とされた委員長報告のとおり、可決しました。

○箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定めるため、新たな条例を提出されたこの議案を、教育福祉環境常任委員会に付託し審査した結果、原案可決とされた委員長報告のとおり、可決しました。

○箱根町観光施設条例の一部を改正する条例

箱根芦之湯フラワーセンターの閉館に伴い、現行条例の一部を改正することに

ついて可決しました。

○箱根町介護保険条例等の一部を改正する条例

「箱根町介護保険条例」から町独自基準項目を削除し平成24年度に制定した「箱根町指定地域密着型サービス」の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「箱根町指定地域密着型介護予防サービス」の事業の人員、設備及び運営並びに指定地位密着型介護予防サービスに係る支援の方法に関する基準を定める条例」の2つの条例に「箱根町介護保険条例」から削除した町独自基準項目を追加するため、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

○箱根町火災予防条例の一部改正

消防法施行令の一部を改正する政令が公布施行されたことに伴い現行条例の一部を改正することについて、可決しました。

補正予算

の一部を改正することを可決しました。

○平成26年度箱根町一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出にそれぞれ230万5000円を追加し、総額を89億1299万3000円とすることについて可決しました。

○平成26年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出にそれぞれ204万4000円を追加し、総額を16億6716万9000円とすることについて可決しました。

議会議事案件

○箱根町議会議事規則の一部改正

箱根町議会議事基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」の実現に向け、箱根町議会議事規則に規定されている携帯品の制限事項等を緩和するとともに地方自治法第100条第12項の規定により議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行う場として広報広聴委員会を設置するため議事規則

の一部を改正することについて可決しました。

○国家戦略特区(旅館業法を適用除外)に関する意見書の提出
国においては2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れ、国家戦略特別区域における外国人滞在施設経営事業の展開を図ろうとしている。
この事業は治安維持や防火対策など安心安全への対応において不安を認めない部分があるため県が事業の特定認定を行うにあたっては、制度の趣旨と反することはなく、安心安全の確保に向けた適切な対応が図れるよう神奈川県知事に要望することについて可決しました。

選挙

○南足柄市外四ヶ市町組合議会議員の選挙

指名推薦により遠藤秀則議員が当選されました。

陳情

○平成27年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情書
・・・採択

○平成27年度における障害児者・透析者を含む移動困難者に対する通院支援についての陳情
・・・採択

○国家戦略特区（旅館業法を適用除外）に関する意見書の提出
・・・一部採択



議案ごとの審議結果

議案等	議決結果	村野由紀子	川端祥介	川口延明	勝俣剛一	小川鶴雄	勝俣公好	山田成宣	稲葉親太郎	山田和江	石川栄	遠藤秀則	折橋尚道	沖津弘幸	西村和夫
11月臨時会															
箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12月定例会															
専決処分の承認を求めることについて	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
箱根町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
箱根町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成26年度箱根町一般会計補正予算（第2号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
平成26年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
箱根町議会会議規則の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国家戦略特区（旅館業法を適用除外）に関する意見書の提出について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成27年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情書	採	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成27年度における障害児者・透析者を含む移動困難者に対する通院支援についての陳情	採	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国家戦略特区（旅館業法を適用除外）に関する意見書の提出についての陳情	一採	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議長は採決に参加しません

※ 記号の説明 可：原案可決 採：採択 一採：一部採択 ○：賛成 ×：反対

町の考え方を問う

一般質問

12月定例会では、町政全般へ9人の議員が14項目にわたる一般質問を行いました。なお、質問者及び質問項目は、左の表のとおりです。

掲載にあたっては紙面の都合上、質問内容、回答共に抜粋し、編集したものと なっておりますのでご了承ください。

- 勝俣 公好(P 4)・高校生等通学費補助制度について
- 遠藤 秀則(P 4)・宮城野保育園の建て替えについて
・イノシシの現状について
- 折橋 尚道(P 5)・箱根町地域福祉計画について
- 石川 栄(P 5)・財政健全化について
- 村野由紀子(P 5)・箱根町地域防災計画について
・公共施設のあり方について
- 勝俣 剛一(P 6)・宮城野保育園移転について
・定住化施策について
- 川端 祥介(P 6)・火山防災対策について
・地方創生・地域創造型福祉について
- 稲葉親太郎(P 6)・散骨及び自然葬に関する当町の状況とその規制
についての町の見解について
- 山田 和江(P 7)・公共施設白書について
・制度崩壊を招く介護保険制度の改悪は撤回を



高校生等通学費補助制度
について
勝俣 公好

Q 教育委員会の案として現在の3カ月で1万円負担から1万5千円負担になると示されました。

この引き上げに仙石原高校父兄会では、「この負担増は生活が苦しくなり、箱根に住めなくなる。」「転居を考
えたい」等の発言が多数ありました。町は20年の人口予測に対し、定住化対策、子育て対策を重要課題として考えていくと方針を示されております。そこで、通学費の負担増は教育委員会だけの問題ではなく、町当局全体の問題です。レイクアリーナ等の公共施設の見直し入札、人件費等いろいろな削減を行い、どうしても通学費負担増の財源がない場合は緊急避難措置、つなぎ予算として以下の方法が出来ないか伺います。

A 地方債は地方財政法の規定で地方公共団

体の財出は地方債以外の収入をもって財源とするため、このことから発行できない。

Q 財政調整基金から出金できないか。

A 財政調整基金は町の貯金であり総合的に考慮すると、高等学校通学費で出金することは極めて困難である。

Q 国が、次期予算編成に組むといわれている地方創生予算で子育て支援が入っていますが、高等学校通学費保護者負担増の件で補助要請は出来ないか

A 通学費補助制度が交付金制度に該当するか分からないが今後の国の動向を注視していく。



宮城野保育園の建て替え
について
遠藤 秀則

Q 宮城野保育園舎は昭和39年に建築され50

年が経過し、老朽化が進み温暖化が進む中、エアコンもなく耐用年数の倍以上が経っています。安心して教育・保育の出来る施設とすべきと考えますが、また場所以については土砂災害特別区域であり子供の送り迎えの安全面を考え城内箱根分校跡地が適正かと考えます。建て替えについて伺います。

A 宮城野保育園は老朽化に伴う修繕を度々行ってきたが、今後長く園舎を使用すると設備等含め大規模な修繕工事または建て替えが必要である。基本的には一地域一文教施設が望ましいと考えるが町において予想以上に少子化が進んだこと、施設の老朽化の現状をみると建て替えの時期に来たのではないかと考えている。慎重に検討し、所だが城内箱根分校も検討

している。

Q 保育園と幼児学園の差はないか

A 小学校に入学する時点で同じレベルに到達出来る様保育士についても幼稚園教諭と同じ研修を受講し資質向上を図っている。

Q 具体的な建て替えのスケジュールの目途は立っているのか

A 現状を考えると先延ばしにはできないので予算があれば早々に準備してゆきたい。



宮城野保育園



箱根町地域福祉計画について

折橋 尚道

Q 平成23年度より実施している地域福祉計画の基本目標である「こころふくは安心から」「こころふくはきずなから」「こころふくは豊かなメニューから」を反映した事業9項目について、目標達成度の評価を伺う。

A 地域福祉計画では、自治体を単位とした、見守り活動の推進。災害時要援護者避難支援体制等を策定し、災害時助け合いの広報活動や夜間も含めた避難訓練を実施した。

高齢者の健康保持増進として、ゆっくりゆったり教室、心配ごと相談、生活教室など、年齢や需要に合わせた事業を実施した。交流の促進として、井戸端会議の実施や一人一品ボランティアの実施等を進め、さくら館では、毎月1回、ボランティアによる、サロン活動をを行った。また、花見月というボランティアチームを設置した。地域生活に関するガイドブックを配布。



また民生委員・児童委員教育委員会にある教育支援室などの相談受付窓口を設けている。昨年の中間評価では、各事業とも、おおむね前進もしくは現状維持となっている。

Q 平成27年度がこの計画の最終年度となりますが、平成28年度からの計画予定と計画策定の考え方を伺います。

A 今後は社会福祉協議会との連携がさらに重要となつてきますので、それぞれの事業内容を精査すると共に、事前に計画策定委員会を設け、再度、全体を通じての評価、検討を行い、平成28年からの5カ年間の新たな地域福祉計画を策定する。



財政健全化について

石川 栄

Q 社会保障費の増加、公共施設老朽化、町民税収入の減、町財政は危機的状況にあるが5年間の実績評価を伺う。

A 六つの目標を設定①年間経常経費19億円以内②5年間で25人の職員削減③特別会計への繰出金9億円以内④起債額5億円以内⑤町税・各種使用料徴収率90%以上⑥財政調整基金積み立て5千万以上。②③④については達成可能。⑤⑥は社会情勢等で不可能だった。

Q プランは財源の重要施策であり5年間達成評価が低い今後の方針を伺う

A 平成27年度予算編成は今まで以上に厳しい。プランに掲げた目標に近づくよう要因を把握し、職員一丸となって取り組んでゆく。

Q 今の財政の危機は第三ステージ※と考えるが財源の手立てとして新

税導入の考えはあるか。

A 新税導入検討会を設立し都市計画税等について検討している。町民に負担増を求める前に身を切る努力をしてきたが財政困難に伴い新税導入に踏み切る時期が近いと考えている。

Q 箱根町は地方交付税不交付団体だが考え方を伺う。

A 今まで普通交付税に頼らず不交付団体で裕福と言われてきた。住民の皆さんに現実についてしっかり説明してゆきたい。

※第三ステージとは、予算の減少により「あれもこれも」出来た時代から、「あれかこれか」の選択の時代を経て、それすらも危ういその次の段階に入っていることを表しています。



公共施設のあり方について

村野 由紀子

Q 公共施設のあり方について現在ある公共施設が今後も必要であるのか、規模は適正であるか施設の効率的な運営を検討する必要がある。今後の公共施設の維持更新の費用と財源の確保について伺います。

A 平成22年度から平成24年度までの平均で算出すると施設運営費、人件費の総額は約17億円。老朽化した建物の建て替えやインフラの整備などもあり今後、現在の施設の水準を維持するためには、約5、6倍の予算が必要となる。

Q 箱根町の公共施設の今後の課題と方針について伺います。

A 公共施設の統廃合等により複合化や配置の見直しなど総量を抑える必要がある。公共施設再編計画の中で位置づけていきたい。

Q 公共施設白書を作成して課題や将来の予

測を町民にも説明し取り組みを進めていくことが必要です。町の考えをお伺いします。

A 今後多くの施設で大規模改修や建て替えが必要であること、財政上の制約から全ての施設を維持していくことが困難である状況をお伝えし、施設の更新問題を解決するために施設の再配置が必要であることを説明し、丁寧に議論を重ね計画を策定してまいりたいと考えている。



さくら館



宮城野保育園移転および定住化について 勝俣 剛一

Q 土砂災害特別警戒区域内に設置されている宮城野保育園の防災面等について伺います。

A 保育園では土砂災害特別警戒情報が発令された場合は、安全面を考慮し、さくら館で保育出来る様日頃より準備をしている保護者の方々へ協力も得て事前に帰宅して頂いており、仕事の都合でお引き取り出来ない園児をさくら館で預かる。現在、澤の上流の砂防工事も進んでいるが築50年の老朽化した園舎の耐久性も考慮し、近いうちに建て替えを判断する時期に来ていると考える。

Q 定住化対策の取り組みの中で、住宅建築に
関し道路等の整備を見直す必要があると思われる。道路幅の狭あいにより再建築が許可されずやむを得ず町外に住居を求める状況もあると聞きます。町内における住宅地の町道整備について伺います。

A 町では狭あい道路の拡幅を進めるため、平成5年から道路後退用地整備要綱を設け後退する土地を町に提供して頂き、町が道路として整備をしてお

Q 未利用の町有地を活用した宅地分譲について伺います。

A 未利用の宅地分譲は定住化対策として有効な手段と考えている。しかしながら、土地の形態等費用が多額となり、実施が難しいことから未利用町有地であり造成費用が掛からない町有地について定住化を図る上、財源確保の視点からも積極的に売却していきたい。



火山防災対策および地方創生・地域創造型福祉について 川端 祥介

Q 7月に発足した防災会議の目的役割や火山災害対策に関して住民や観光客にどのような周知、安全対策を講じていかれるのか

A 箱根火山防災会議については大規模な噴火による大量の火山灰などの居住地域への被害から住民を避難させる広域避難計画の策定などを目的として新たに設置した組織であり、国の防災基本計画に基づく防災協議会として位置づけられている。観光客も含めた情報伝達手段や避難施設の整備、避難計画の策定と、避難訓練の実施、火山防災意識の普及啓発をしている。平時における情報提供としては防災マップの作成、防災講演会の検討をする。大涌谷などでは様々な火山被害の危険性と避難方法を周知する看板の設置も検討していきたい。

Q 少子高齢化・人口減少社会を迎える中、

A 本町の地方創生政策と事業方針を伺いたい。住民の連帯と個性を発揮できる箱根町にふさわしい創造型福祉の実現を達成していく考え方を伺う。

A 箱根ジオパークのよ

Q 散骨、自然葬がこれまでにない行政課題であることから、町民等の意向を何らかの形で把握す



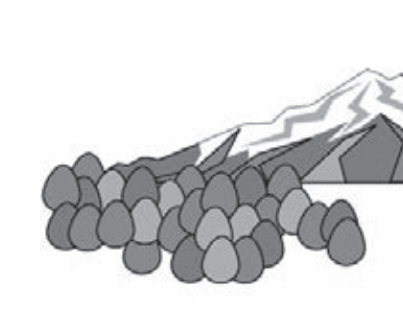
散骨及び自然葬に関する当町の状況とその規制について 稲葉親太郎

Q 散骨及び自然葬に関する、当町の状況とその規制について。

A 現在、町内において散骨できる施設等の設置については、ないものと把握している。また、これまで、施設の設置についての相談等についても、記録として残っていない。次に、当町における散骨及び自然葬に関する規制についての町の見解についてだが、散骨を各人が行うこと、各自の行為についてを規制することは、基本的な人権に関わるなどの主張もあり、好ましくないのではないかと考えるが、散骨がなされる際の撒かれる側の感情や観光関係の風評被害などを考慮すれば、散骨場の設置などに対する一定のルールが必要ではないかと考えている。

Q 散骨、自然葬がこれまでにない行政課題であることから、町民等の意向を何らかの形で把握す

A 平成29年度から計画の第6次総合計画また、同時期に、次期マスタープラン策定作業を進めているので、現在、その策定作業の中で、何らかの方法が取れるのではないかと考えている。





公共施設白書介護保険に ついて 山田 和江

Q 全国の自治体の中で「公共施設白書」が作られている。当町も町の167の施設の今後40年間の維持管理や大規模改修に約40億円が必要になるとの白書が作られた。この白書を作った目的は何か。なぜ方針作りに施設を利用する住民を参加させないのか。総務省のひな形通りの白書になっているのか。また、施設の取り壊しにも起債が認められることになっているがどのように考えているのか

A 財源の確保が厳しくなると想定されるので施設のあり方を検討していく第一歩として作った。案を策定した段階でパブリックコメントの実施を予定している。施設の再配置について町民と丁寧で議論していく。国が市町村に公共施設管理計画の策定要請よりも先にスタートしているのでひな形を基に策定したのではない。起債の活用で

はなく民間活力等を用いて有効利用を検討したい。

Q 6月に強硬成立された医療介護総合法に基づいて介護保険制度の具体化が15年4月から実施される要支援1・2の訪問通所サービスが保険給付から外されるがその準備状況と介護保険料3%の引き上げの撤回を求める。

A 準備が整い次第移行していく。介護保険制度の維持や高齢者介護が必要な方々の生活を守るため必要だ。改定にはご理解いただきたい。



公共施設を利用したシンポジウム

広報広聴委員会発足

12月定例会の議決結果にありますとおり広報広聴委員会が発足し、議会だよりの編集を行っていくこととなりました。

従前の議会だより編集委員会の委員からさらに3名加えて7名体制での活動となります。

読みやすく分かりやすい議会だよりをお届け出来るよう、委員一同邁進してゆきます。

委員長 稲葉 親太郎



(上段) 山田成宣委員 折橋尚道委員 村野由紀子委員
(下段) 遠藤秀則委員 稲葉親太郎委員長 勝俣剛一副委員長 勝俣公好委員

表紙の写真 大募集!!

次号(6月発行)の表紙に掲載する写真を募集します。氏名、住所、電話番号を記載したものを必ず同封して下記の宛先にご応募ください。締切は5月1日(金)

テーマ「自然(風景・植物・動物・昆虫など)」

宛先: 〒250-0398 箱根町湯本256番地 箱根町議会事務局 行

E-Mail: web_gikai@town.hakone.kanagawa.jp

応募の条件

- ・オリジナル作品で未発表の写真に限ります。
- ・縦長の写真を募集します。
- ・合成写真はご遠慮ください。
- ・応募者は応募作品の制作者であること、また応募作品の著作権を完全に保有していること。
- ・掲載した画像の著作権並びに被写体の持つ諸権利(特に肖像権)に関して、箱根町および箱根町議会は一切の責任を負いかねます。
- ・現像した写真でもデータでも応募いただけますが、提出された写真は、返却いたしませんのでデータでの提出を推奨いたします。

議会改革等推進特別委員会の議会改革に関する経過報告

今回報告する議会改革については、10月16日に特別委員会、11月21日・12月9日に全員協議会、9月30日・10月10日・10月31日に検討部会並びに議会運営委員会との合同会議で協議決定した事項をお伝えします。

- ① 「箱根町議会広報広聴委員会」の設置。広報広聴委員会は、議会だよりの編集をするとともに議会の情報発信、議会報告会・意見交換会などを中心に執り行う委員会です。
- ② 「議会情報化推進」すべての会議において、会議内容などに関する説明や、審議に関する検索閲覧等を行うことを目的として、タブレット端末やその他電子機器等の持込を許可するとともに、写真撮影・録音など許可も合わせて実施します。
- ③ 「箱根町開かれた議会傍聴規則」制定。今までの傍聴規則を大幅に改訂し、多くの方が傍聴できるように傍聴席数を配慮することや傍聴人受付簿に住所・氏名のみ記載とする簡略化を図ります。傍聴席からの写真撮影・録音を自由とし、それに関する事前の議長許可を廃止といたします。また、児童・乳幼児同伴の傍聴者受け入れを考え、児童及び乳児の傍聴席入室に関する禁止項目を削除します。
- ④ 「政務活動費の公開」ホームページにて政務活動費に関する領収証を1円から公開すると共に、政務活動費を活用しての視察や事業等の報告書も公開いたします。
- ⑤ 「議会開催に関する情報発信」傍聴を予定する方々の便宜を図るために、議会開催に関する内容を記載したポスターを出張所や町の施設等に掲示します。

議会改革等推進特別委員会委員長 折橋尚道

12月定例会で審議した陳情について一部採択としたので意見書を提出しました。提出した意見書は下記のとおりです。P2～3にも記事を掲載していますのでご覧ください。

国家戦略特区（旅館業法を適用除外）に関する意見書

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて国は国家戦略特別区域法を制定し、多くの外国からのお客様を迎えるべく環境整備を図ろうとしていることは、インバウンド誘致に力を入れております箱根としては大いに歓迎するところであります。

さて、この特区法で「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供」として旅館業法の適用除外が定められております。この政策はマンションなどの空き部屋を外国人観光客向けの宿泊施設として利用できるように規制緩和するものであります。

本町には数多くの旅館・ホテル等宿泊施設があり、日々安心安全な滞在をしていただくために国内、国外を問わずお客様にはおもてなしの心により受け入れているものであります。

そのような中で、この政策に対して治安維持や防火対策など安心安全への対応において不安があるのは確かで、先人たちから引き継ぎ、築き上げてきた「箱根」のイメージが損なわれることにも繋がりがかねないと危惧する部分もあります。

事業者が旅館業法の特例を用いた事業を行うにあたっては、神奈川県が特定認定を行うこととされておりますが、制度の趣旨と反することなく、安心安全の確保に向けた適切な対応を図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年12月12日提出

神奈川県足柄下郡箱根町議会議長 西村 和夫

編集後記

雪の解けた草むらから、「ふきのとう」が顔を出しました。もう春ですね。議会だよりの最終版になりました。平成27年度からは従来の編集委員会が議会改革の一環として広報広聴委員会となり新たにスタートいたします。町民に開かれた、より身近な議会を目指すため、次号からはページ数を増やし、議会の内容を今まで以上に情報発信していきます。多くの町民の皆さまにとって親しみある議会だよりとなるよう、委員一同努力していきますので、今後の議会だよりにご期待ください。
(勝俣剛一 記)

広報広聴委員会

委員	委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
山田	勝俣	折橋	遠藤	村野	勝俣	稲葉親太郎
成宣	公好	尚道	秀則	由紀子	剛一	